

## 国際的責任金融（IRF）

紀 国 正 典

### I はじめに

貸手責任論（Lender Liability）、社会的責任投資論（SRI: Socially Responsible Investment）、企業の社会的責任論（CSR: Corporate Social Responsibility）、金融機関の社会的責任論（金融CSR）などの金融責任思想を、わたしは社会的責任金融（SRF: Socially Responsible Finance）と総称した<sup>1)</sup>。金融の国際化、グローバル化が進んでいけば、これらの社会的責任金融は、国際的責任金融（IRF: Internationally Responsible Finance）へと発展していかなければならないし、実際にそのように進展している。

本稿は、金融の国際公共性の立場からこの国際的責任金融にアプローチしてみるとともに、その現実の動きについて紹介してみようとするものである<sup>2)</sup>。

以下、第II章では、金融の国際公共性の一つの行為側面をなす金融の国際共同利益について考察し、第III章では、国際的責任金融（IRF）の進展状況について最新の情報を紹介する。

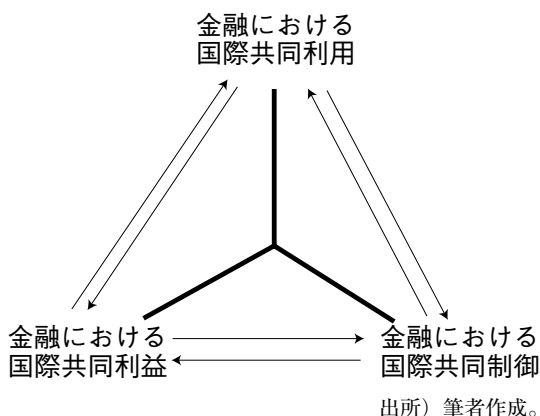
### II 金融の国際公共性と国際的責任金融（IRF）

貨幣を使った決済や貸借の国際共同利用関係が拡大していけば、金融の国際共同利益と金融の国際共同制御という行為側面が現れ、これらの三つの行為側面の相互作用関係が、現実においても研究においても重要課題として浮上する（図表1参照）。

国際政治学分野の「レジーム」論、国際法分野の「国際公益」論や「国際共通利益」論、経済学分野の「国際公共財」論、さらに国際金融分野の「アーキテクチャー」論、これらの諸学説はこれらの相互作用関係を解明しようとした理論といえる<sup>3)</sup>。

国際貸借関係における金融の国際共同利益について、A国とB国を例にして、考察してみよう。図表2は、これを簡略に表現したものである（図表2参照）。

図表1 金融の国際公共性三元論



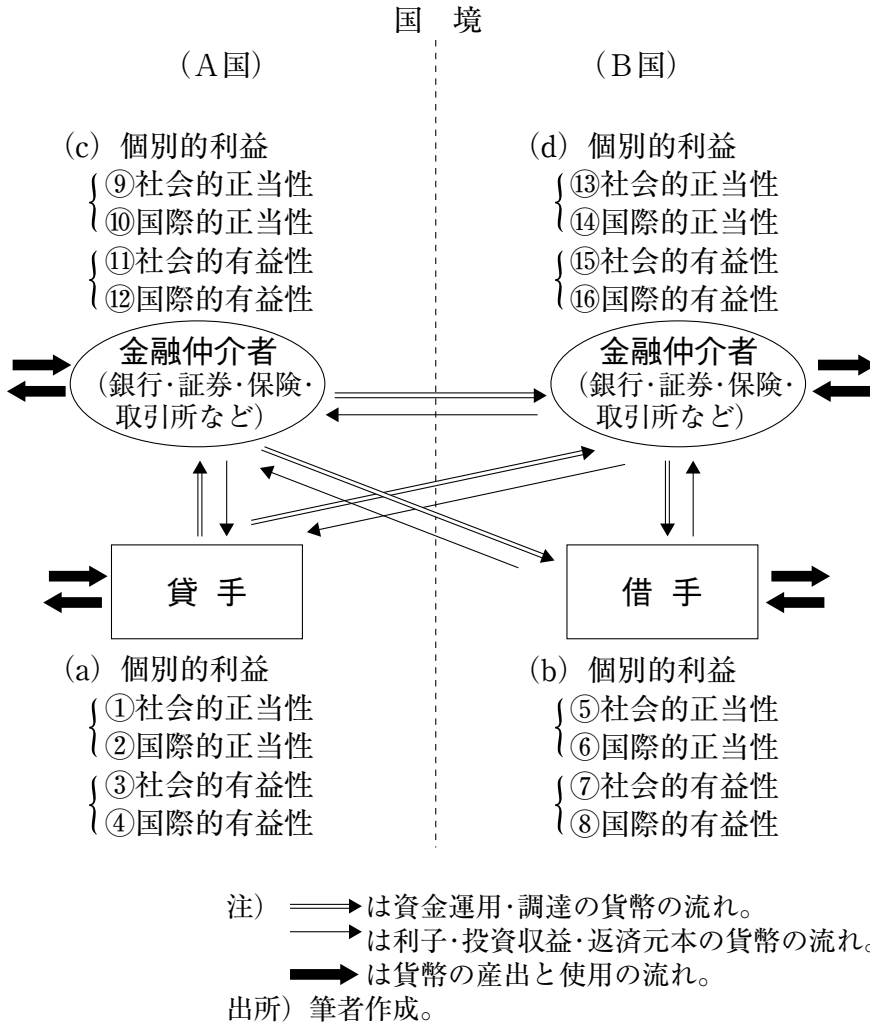
ここで貸手というのは、なんらかの目的で資金を運用する行為主体のことである。同様に借手というのも、なんらかの目的で資金を調達する行為主体のことである。金融仲介者には、銀行、証券、保険、投資信託運用会社、ノンバンク、ヘッジファンド、各種の証券取引所もふくむ。金融仲介者は、貸手に対して借手を代表し、借手に対して貸手を代表する。

図表の2種類の矢印(→)(⇒)は、貨幣の貸付や借入れによって生じる投入と投出の関係を示している。貸手の投出(⇒)は、さまざまな種類の資金運用のために、貨幣が払い出されたことを示す。貸手の投入(←)は、これらの運用の成果がもどってきたことを示している。借手の投入(⇐)は、資金調達で貨幣を入手したことを示し、投出(→)は、返済や配当支払いなどのために貨幣が払い出されたことを示す。金融仲介者についてみれば、資金調達としての投入(⇐)と資金運用としての投出(⇒)、そして運用の成果の受け取りとしての投入(←)と運用の成果の払い出しとしての投出(→)がある。これらの投入と投出のことを、いちおう金融的投入・投出行為とっておこう。

この投入と投出の図からは具体的なことはなにも見えてこないが、実際にはここに、多国籍金融機関と多国籍企業の複雑な取引関係や資本・系列関係が存在している<sup>4)</sup>。

太い矢印(⇒)(⇐)は、貨幣の産出と使用によって生じる投入と投出の関係を表す。これは、金融取引以外のさまざまな経済行為によって生じる投入と投出のことである。貨幣の産出とは、貨幣が生産や労働の成果として余剰資金や準備資金となって生み出されることであり、それぞれの行為主体からみると貨幣の受け取りであるので投入(⇐)となる。貨幣の使用とは、それらがまた生産や投資、消費のために使用されることであり、それぞれの行為主体からみれば貨幣の払い出しであるので投出(⇒)となる。このような投入と投出によって、それぞれの行為主体は、地域住民や社会、労働者、消費者などの多面的な利用関係者とかわる。

図表2 国際金融（国際貸借）における国際共同利益関係



金融取引上の効率性や有益性も、最終的には、これらの投入と投出の道筋を通して利用関係者、地域社会、国民社会や国際社会に還元される。この投入と投出を非金融的投入・投出行為といっておこう。

貨幣の国際貸借という国際共同利用によって、利用関係者には、それぞれ異なった種類の利益が生み出される。(a) A国の貸手の個別的利益、(b) B国の借手の個別的利益、(c) A国所在の金融仲介者の個別的利益、(d) B国所在の金融仲介者の個別的利益、この四つの種類の利益である。A国に借手、B国に貸手が登場するこの逆のケースも当然にあるが、複雑になるので省略する。

貸手の個別的利益とは、運用で得られる利子や投資収益であり、それを使って得られる経済効用や生活効果のことである。借手の個別的利益とは、借入れ資金を使用して得られる経済効用や生活効果などである。金融仲介者の個別的利益とは、仲介行為で得られる各種の手数料や調達費用と運用収益の差額などであって、この仲介利益を使って得られる経済効用や生活効果のことである。

国民社会レベルでの金融の共同利益は、貸手、借手、金融仲介者のそれぞれの個別的利益が、それぞれのところでの社会的正当性（SJ: Social Justice）と社会的有益性（SU: Social Usefulness）という二つの基準を満たして生み出されることによって実現する。

これらの個別的利益はそれぞれが競合する関係にある。社会的正当性（SJ）とは、これらの利益配分がその社会で許されている方法や手続き・規範にのっとって公正に行われることである。社会的正当性基準には、法令や行動規範、内部規制、自主規制、道徳的・道義的規範などさまざまなものがある。

社会的有益性（SU）とは、これらのそれぞれの個別的利益が、それぞれのところで社会の持続的発展に役立って生み出されたことである。社会的正当性基準はミニマムが普通なので、これを満たしていたとしても社会に不利益や損失をおよぼしている場合は多い。

金融の国際共同利益となるとさらに複雑になる。それぞれの国民社会レベルでの社会的基準に加えて、二つの国際的な基準、国際的正当性（IJ: International Justice）と国際的有益性（IU: International Usefulness）が生成・進化するからである。

国際的基準は2国間・多国間レベルで作成され、加盟や批准によってそれらの国で効力を発揮する。ある国が自国基準を国際的基準に合わせれば、社会的基準は国際的基準と同じものになる。しかし多くの場合は、未加盟国が存在し、加盟していても両基準に格差があったり、いずれかが任意基準であったりするので、社会的基準と国際的基準という二つの基準が並存して、対立したり、並走したり、互いに影響しあったり、補完しあったりする状況が生じる。より普及率の高い社会的基準が事実上の国際標準（デファクト・スタンダード）になることもある。国際的基準は、批准・加盟する組織が多くなればなるほど、そしてより実効的な効力をもつようになればなるほど、国際的規範としての威力を発揮する。すべての国が批准して国際的強制力をもつようになれば、この分野における多様な社会的基準は消滅し、国際的基準に一本化される。

金融の国際共同利益とは、国際共同利用によって生み出され、利用関係者に配分されて利用関係者全体や社会・国際社会全体の持続的な発展に役立つ利益のことである。

貸手、金融仲介者、借手のそれぞれの個別的利益が、それぞれのところでの社会的正当性と国際的正当性、および社会的有益性と国際的有益性という基準を満たして生み出されれば生み出されるほど、そしてより高度な基準を満たせば満たすほど、金融の国際共同利益水準はより高

度なものになる。

### Ⅲ 国際的責任金融（IRF）

国際的責任金融（IRF）とは、上述した金融の国際共同利益を現代に実現しようとする多様で創造的な取り組みのことである。

現実にはどのようなことが試みられているのか、これを国際金融の担い手である貸手、金融仲介者、借手の順に、最新の情報にもとづいて紹介してみよう。

貸手の場合には、歴史的にもそうだが、近年になってますます社会的責任投資（SRI）の動きが盛んになってきた。今ではSRIは、国際SRIあるいは国際的責任投資（IRI: Internationally Responsible Investment）と表現してもよいほどの規模と内容をそなえるようになってきている。

社会的責任投資（SRI）とは、株式投資をするとき、企業の収益性や成長性という財務的要素だけでなく、環境面への配慮や社会的側面などの非財務的要素（社会的責任）に注目して投資する方法である。利益基準の評価だけで投資するのではなく、企業が社会的責任を果たしているかどうかという基準、つまり社会的責任基準で株式投資をしようという行動である。SRIは、利益第一主義や拝金主義、自分さえ金もうけできればいいという経済と生活スタイルの反省を迫っている。

SRIは、借手である企業の資金の使い方、つまりその社会的有益性を問題にした。1920年代に、英米のキリスト教の教会が教会資産の運用のさい、宗教倫理や教義と相いれない企業への投資を控えたのが始まりである。アルコール、ギャンブル、タバコ関連の産業や児童を働かせている企業、高利貸しなどがその対象になった。このように自分の価値観や倫理観と矛盾する企業をスクリーン（選別）し、それを投資の対象から排除することを、ネガティブ・スクリーニングという。

1970年代には、ベトナム戦争や南アフリカのアパルトヘイト（人種差別）に反対する政治運動や社会運動が盛り上がり、兵器産業や南アフリカと取引をしている企業への投資を排除する動きや株主行動が強まった。1990年代には、1992年の地球環境サミットの開催、原発事故や環境汚染、地球環境の悪化や温暖化リスクが、持続可能性（Sustainable Development）という理念への関心を強めた。環境に配慮して経営している企業を積極的に応援・評価する機運が高まった。好ましい優良な企業をスクリーン（選別）し、それに積極的に投資をすすめる方式、ポジティブ・スクリーニング方式が現れた。地球環境の悪化や温暖化リスクが現実になるにつれて、持続可能性（Sustainable Development）というキーワードがますます社会的責任基準のなかで重みを増しつつある。

SRIは、欧米を中心にして発展してきた。SRI市場がもっとも進んでいるのは、アメリカである。SRI運用資産の総額は、金融機関経由で運用されている金融資産の1割を占めるまでになっている。2005年のSRI資金残高は、2兆290億ドル（約240兆円）である。このうちスクリーニング運用が全体の73%をしめ1兆6850億ドル、株主行動は31%で7030億ドル、コミュニティ投資は1%で200億ドルである。スクリーニング運用と株主行動の両方を行うものが5%の1170億ドルある。1995年から2005年の10年の推移をみると、総額は1999年以降2兆ドルの大台を確保しているものの伸びはない<sup>5)</sup>。

ヨーロッパのSRI推進団体は、SRI活動を、狭義のSRI（Core SRI）と広義のSRI（Broad SRI）とに区分する。コアSRIとは、複数の社会的責任基準によってネガティブ・スクリーニングやポジティブ・スクリーニングを行うSRIのことである。それ以外の単一基準によるスクリーニングや株主行動（Engagement）などは、ブロードSRIに含まれる。

ヨーロッパのSRI市場のデータはまだ完全ではないといわれるが、2005年末のSRI資金残高は、全体で1兆331億ユーロ（約155兆円）である。その内、10%がコアSRIで1050億ユーロである。国別の内訳でみると、コアSRIでイギリスが28.9%、オランダが39.3%で、圧倒的に多くをしめている。これは、いずれの国でも年金基金がスクリーニング運用を実施しているからである<sup>6)</sup>。

SRI調査・評価機関とSRIファンドの活動によって、借手である企業の社会的正当性や社会的有益性を評価する基準や方法がより洗練され、多様な優れた方法が開発されるようになった。今では世界中に、このような調査や評価を行う会社や専門機関が多数創設され、いろんな評価方法が存在するようになっている。SRIグローバル・インデックスをみて、この様子を概観してみよう。

SRIグローバル・インデックスというのは、特定の社会的責任基準のふりいにかけた企業銘柄で構成された株価指数のことである。このSRIインデックスの推移と変化をみることで、SRI関連企業の株価の平均変動値とその業績を知ることができ、SRI以外の株価指数と比較することでSRI関連企業の運用実績を評価する基準値（ベンチマーク）にもなり、さらに運用の際のスクリーニング資料としても利用することができる。

図表3は、主要なSRIグローバル・インデックスについて、主な特徴と作成機関、作成方法を一覧にしたものである（図表3参照<sup>7)</sup>）。

この図表から、SRIインデックスが、世界の主要大企業のほとんどをカバーしていること、タバコ、アルコール、ギャンブル、原子力、兵器などに関係している企業をネガティブ・スクリーニングしていること、社会的責任基準や目標が、環境、社会、コーポレート・ガバナンス（企業統治）と三つに集約されてきていることが分かる。

企業年金・公的年金基金などの機関投資家の現場では、世界的に大きなうねりが起きている。

図表3 世界の主なSRIインデックス（SRI株価指数）

SRIインデックス名	主な特徴と作成機関	作成方法
Domini Social Index	1990年、アメリカのKLD Research & Analyticsが作成。	アメリカの主要株価指数であるS & P500を基本とし、①タバコ、アルコール、ギャンブル、原子力、兵器に関する企業のネガティブ・スクリーニング、②環境配慮、市民、雇用、多様性の観点から評価するポジティブ・スクリーニングの2段階で組み入れ企業を選定。
Dow Jones Sustainability Indexes	1999年、アメリカのダウ・ジョーンズ社とスイスのサステナビリティ調査会社であるSAMサステナビリティ・グループの共同開発によって作成。世界、欧州、ユーロ使用圏の3地域について、ポジティブ・スクリーニングのみのものと、その後ネガティブ・スクリーニングをしたものとの6種類のインデックス。	ダウ・ジョーンズ社のDow Jones Global Indexを基本とし、①経済合理性、②環境適合性、③社会適合性の三つの基準によるポジティブ・スクリーニングで組み入れ企業を選定。その後で、アルコール、ギャンブル、武器を扱う企業を除くネガティブ・スクリーニングを行い組み入れ企業を選定。
Ethibel Sustainability Index	2000年、ベルギーの非営利団体でSRI調査・評価機関であるEthibel社が作成。	世界の主要株価指数であるS & P Global 1200を基本とし、①従業員や就労環境に対する配慮、②環境に対する配慮、③ステークホルダーや企業をとりまく社会への配慮、④法令順守やコーポレートガバナンスなど倫理面や経済性への配慮の4つの基準で組み入れ企業を選定。
FTSE 4 Good	2001年、イギリスの金融新聞であるファイナンシャル・タイムズとロンドン証券取引所の合弁会社であるFTSE社が開発・作成。UK, Europe, US, Global, Japanの5種類のインデックス。	①タバコ、核兵器、兵器、原子力、ウランに関する企業のネガティブ・スクリーニング、②環境的側面、社会的側面、人権の三つの基準から評価するポジティブ・スクリーニングの2段階で組み入れ企業を選定。
Morningstar SRI Index	2003年、日本において総合的な金融情報の提供を行うモーニングスター社とNPO法人パブリック・リソースセンターが開発したインデックス。	日本国内の上場企業3600社を対象に、①ガバナンス・アカウンタビリティ、②マーケット、③雇用、④社会貢献、⑤環境の5つの基準で組み入れ企業を選定。

（出所：CSR Archivesとそれぞれの作成機関のHPを参考に作成）

かれらが運用する巨額の資金が、社会的責任を求めて国際的な規模で動き始めたのである。国際的責任投資（IRI）の登場である。

EUでは、イギリスで2000年に改正年金法が施行され、年金基金の運用会社に、投資先企業の社会・環境・倫理的側面の評価をしているかどうかを公表する義務が課せられた。また2001年にはフランスで会社法が改正され、上場企業に財務・環境・社会的側面の情報開示が義務づけられた。同年には、ドイツでも、年金基金運用会社に、投資先企業の社会・環境・倫理的側面の評価をしているかどうかを公表する義務が課せられた。これを契機に機関投資家がSRI運用に積極的に取り組むようになったことが、EU諸国のSRI活動を大きく押し上げた。

国際的責任投資（IRI）の登場を象徴する出来事が、2006年4月の国連：責任投資原則（PRI: Principles for Responsible Investment）の発表である。

この国連：責任投資原則（UN PRI）は、当時のアナン国連事務総長の呼びかけで、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）と国連グローバル・コンパクト（GC）が共同で作成したものである。年金基金や資産運用会社などの機関投資家に、「環境・社会・企業統治」の三要素（ESG: Environmental, Social and Governance Issues）を投資の意思決定過程に組み込むことなどを求めた投資原則である<sup>8)</sup>。

責任投資原則（PRI）は、次の6原則で構成されている。（<http://www.unpri.org/>より筆者訳）。

- ①投資分析と意思決定過程に「環境・社会・ガバナンス」問題を組み入れる。
- ②行動する株主になり「環境・社会・ガバナンス」問題を、株式所有方針や業務に組み入れる。
- ③投資先に「環境・社会・ガバナンス」についての適切な情報開示を求める。
- ④投資業界にこの原則が受け入れられ実施されるよう働きかける。
- ⑤この原則の実施にさいし有効性が高まるよう協力して取り組む。
- ⑥この原則の実施に向けた活動と進行状況についてそれぞれが報告する。

2006年4月に、国連：責任投資原則の署名式がパリとニューヨークの証券取引所で行われた。これに署名した機関投資家は、その原則に従うことと、その実施状況を報告することが要求される。この署名式には、16ヶ国から66の機関投資家が参加し、その運用資産残高は5兆ドル（約555兆円）超と、世界のヘッジファンドの合計を上回る規模にもなった。米最大の年金である米カリフォルニア州退職年金基金（カルパース）、世界最大級の2500億ドルを運用するノルウエー政府年金基金、英国最大の年金運用機関ハーミーズなども署名した。日本からはキッコーマンの企業年金、三菱UFJ信託銀行、住友信託銀行、損害保険ジャパン、大和証券投資信託委託が署名をした。

モノいう機関投資家の行動は、企業に着実に圧力を与えているという。アフリカのスーダンをめぐるっては、民族紛争で100万人以上を殺害した政府を助けているとしてアメリカの年金な



どが、現地で操業している企業の株式を次々と売却した。対象企業は中国最大の国有石油会社、中国石油天然気やフランス通信機器大手アルカテなどで、昨年4月からの売却された株式の合計は62億ドルという。売却に耐えかねた企業が撤退すればこの政府も間接的に打撃をこうむる。コロンビヤやインドで従業員に不当な扱いをしていたり、環境汚染の疑いがある多国籍企業に対してもこのような動きが出ていると報道されている<sup>9)</sup>。

次に、金融仲介者における動きについてみてみよう。

前述した国連環境計画：金融イニシアティブ（UNEP FI）とは、国連環境計画（UNEP）と宣言に署名した世界各地の銀行、証券、保険会社などとのパートナーシップで構成された、国際的な任意のネットワーク組織である。金融機関のさまざまな業務において環境および持続可能性に配慮した最も望ましい事業のあり方を追求し、これを普及・促進することを目的にしている。なお国連環境計画（UNEP）は、1972年のストックホルム国連人間環境会議で採択された行動計画の実行機関として、国連総会決議に基づき設立された国連の補助機関である。以下、簡単にその宣言の骨子をまとめてみた<sup>10)</sup>。

「金融団体による環境および持続可能な開発に関する国連環境計画（UNEP）宣言」（1997年修正）（<http://www.unepfi.org>より筆者抄訳）

#### （1）持続可能な発展に関する公約

①持続可能な発展は健全な事業経営の基本。②持続可能な発展の最高の方法は、経済的手法で市場を機能させること。政府は長期的視点で指導的役割。③金融部門は持続可能な発展の重要な貢献者。④持続可能な発展は企業の公約。

#### （2）環境管理と金融団体

①環境に関する予防的方策の支持。②環境規制に従い、環境配慮をすべての事業に組み入れる。③環境リスクの把握は、通常業務におけるリスク評価の一つ。取引先が環境規制に従っているかどうかには注意を払う。④エネルギー効率、資源再利用、廃棄物削減などに最善をつくす。⑤環境管理の研究に着手するよう産業界に奨励する。⑥環境目標に照らして活動状況を評価。⑦金融分野が環境保護促進の製品やサービスを開発することを奨励。

#### （3）一般大衆の自覚及びコミュニケーション

①金融機関が環境政策と環境配慮活動の報告書を開発・公表。②取引先と情報を共有。③環境問題で、株主、従業員、取引先、政府、一般大衆などと開かれた関係と対話をもつ。④国連環境計画（UNEP）が持続可能な発展に関する情報を提供することを求める。⑤他の金融機関が当宣言を支持することを奨励。経験と知識をかれらと共有することを公約。⑥当宣言実施の成果を定期的に検証し、国連環境計画（UNEP）とともに努力する。

1992年創設以来、世界でおよそ160の金融機関（日本では18社）が上記の宣言に署名した。

これに署名した金融機関は、この宣言に従って行動することを求められ、環境に配慮したビジネスモデルの提案、情報交換サービス、専門家研修プログラムの運営、環境配慮行動を指向するレポートの発表、「金融と環境に関する国際会議」の開催などの活動をする。

アジアでは2003年に、「国連環境計画：金融イニシアティブ東京会議」が開催され、30ヶ国以上の約100の金融機関から490名が参加し（海外参加150名）、4原則からなる「持続可能な社会の実現に向けての東京原則」が採択された。

金融機関の環境配慮をさだめた国際的基準としてさらに重要なものに、赤道原則（エクエーター原則：Equator Principles）がある。

これは一定規模以上のダムや発電所建設、天然資源開発などの大型開発事業に、民間金融機関がプロジェクト・ファイナンスを行うとき、事前に環境や地域社会への影響評価を実施し、融資実施後もその順守状況をモニタリングするなどの自主的基準を定めたものである。金融機関に対して貸手としての社会的責任の実行を求めたのである<sup>11)</sup>。

プロジェクト・ファイナンスとは、一つのプロジェクトから得られる収入を返済原資および返済残高の担保とみなす融資手法であり、主に大規模で巨額の費用がかかる開発に用いられる。それだからこそ環境や地域社会・地域住民の生活・生存に大きな影響を与えるのである。

具体的手続きは次のことである。5000万米ドル以上のプロジェクトについて、事前に環境・社会影響評価を実施し、AからCのカテゴリーに分類する。A、Bのカテゴリーに分類されたプロジェクトは、環境・社会に重大なあるいは望ましくない影響をあたえるものである。これについてはさらに詳細な影響評価を実施するとともに、悪影響を緩和・是正するための行動計画を作成し、借手企業にその順守を確約させる。借手がこのプロセスに従わない場合は、そのプロジェクトの融資を実行しないこともある、などのことである。

この基準は、2003年に世界銀行グループの国際金融公社（IFC）が、主要な民間銀行と共同で策定したものである。そして2006年7月には、対象プロジェクトの規模が5000万ドル以上から1000万ドル以上へと引き下げられ、採択している各金融機関への年度報告の義務づけやより厳しい環境・社会基準が採用されるなどして、赤道原則は改定された。この改訂作業には、世界の25にもおよぶNGOや世界的な石油・鉱山会社からの意見聴取が実施され、ロンドンで環境NGOと採択金融機関との合同会議ももたれた。

この赤道原則を採択している金融機関は世界で40社あり、これらの金融機関で世界の100ヶ国以上のプロジェクト・ファイナンスの80%が編成されている。日本の金融機関では、みずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行の3行が採択している。

以上みてきた国際的基準は、主に国際的有益性にかかわるものであったが、国際的正当性に関することについても動きがあった。銀行や証券会社および信用格付け機関の法令順守（コンプライアンス）のあり方について、BISバーゼル銀行監督委員会と証券監督者国際機構

（IOSCO）が2004年、2006年にそれぞれ原則と基準を公表したのである<sup>12)</sup>。

似かよった内容であるのでそれをまとめてみると、経営トップが正直さと誠実さをもちコンプライアンス管理責任を担うこと、コンプライアンス機能は独立しているべきこと、資格と専門性それに個人的資質を備えた者が担当すべきこと、内部評価・外部検証を得るべきことなどである。コンプライアンスとは、法律、規制、規則、自主規制機関の基準、行動規範などを順守することであるが、具体的には、正しい市場行動基準を順守すること、利益相反を管理すること、顧客を公正に取り扱うこと、顧客の助言の適切性を確保することなどが挙げられている。

バーゼル銀行監督委員会は、2006年には銀行のコーポレート・ガバナンス原則についても公表している。経営トップがその職務に見合った資質をもつこと、組織全体に責任原則と説明責任原則がしっかり行き渡るようにすること、透明性原則で統治されるべきこと、内部監査機能・外部監査機能などを有効に活用すべきこと、などである<sup>13)</sup>。

最後に、借手である企業の動きについてもみてみよう。

借手である企業は、今では貸手や金融仲介者からの評価・選別の圧力にさらされるようになったが、自主的に、環境、雇用、人権、法令順守、地域貢献、社会貢献などの社会的責任を果たす取り組みをするようになった。企業の社会的責任活動、CSRである。

CSRは、今では国際的な広がりを見せている。国際標準化機構（ISO: International Organization for Standardization）は、2004年6月ストックホルム国際会議で、CSR規格（SR規格）を策定することを決定した。ただし、その議論の過程で対象を企業に限定しないことになり、SR規格（SR: Social Responsibility）として検討していくこととなった。EU（欧州連合）は、CSRはこれからの国際競争戦略の根幹に位置すると公式文書で述べており、2001年にはイギリスで、2002年にはフランスでもCSR担当大臣がおかれた。

国際的なCSR活動には、さらに国連が主導した国連グローバル・コンパクト（GC: Global Compact）がある。これは1999年のスイスのダボスで開かれた世界経済フォーラムの席上で、当時のアナン国連事務総長が提唱し、翌2000年に国連本部で正式に発足したものである。

グローバル・コンパクトとは、次に紹介する10原則を支持・賛同する企業や団体が、国連とパートナーシップを結び、国際的な任意のネットワークを組織していく運動体のことである。10原則は、規制の手段や法的に拘束力のある行動規範でなく、自発的・創造的な責務であることが強調されている<sup>14)</sup>。

国連グローバル・コンパクトは、「世界人権宣言」、「国際労働機関（ILO）の就業の基本原則と権利に関する宣言」、「環境と開発に関するリオ宣言」という三つの世界的に確立した合意に基づいたものである。人権・労働・環境・腐敗防止（2004年追加）に関する次の10原則で構成されている（<http://www.unglobalcompact.org/>より筆者訳）。

- ①影響のおよぶ範囲で、国際的に宣言されている人権の擁護を支持し尊重する。
- ②人権侵害に加担しない。
- ③組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。
- ④あらゆる種類の強制労働を排除する。
- ⑤児童労働を実効的に廃止する。
- ⑥雇用と職業に関する差別を撤廃する。
- ⑦環境問題についての予防的方策を支持する。
- ⑧環境に関していっそうの責任を担うため主導的役割をはたす。
- ⑨環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。
- ⑩強要と賄賂を含むあらゆる種類の腐敗を防止するために取り組む。

グローバル・コンパクトに参加した企業や団体は、この原則を企業戦略や企業運営に取り込み企業経営に役立てていくこと、企業の広報資料や講演会などでこの原則に参加していることやその内容をPRすること、年次報告書などでこの実践結果を公表することなどが求められる。

この国連グローバル・コンパクトには、2006年11月1日現在、世界で3688の団体が参加している。各国別にみると、シラク大統領が参加を呼びかけたフランスが439でもっとも多く、スペイン373、アルゼンチン208、メキシコ198、アメリカ154と続き、日本はなんと第20位と、中国やパキスタンよりも低く、49の参加にとどまっている。

企業の国際的な活動に対してCSRを求める国際的基準は、さかのぼること30年昔からすでにあった。1976年にOECD（経済協力開発機構）で採択された多国籍企業行動指針である。これ以降、世界経済の発展や企業行動の変化などの実情にあわせて、これまでに4回（79年、84年、91年、2000年）、この行動指針は改訂されてきた。

OECD多国籍企業行動指針は、次のように、「定義と原則」、「一般方針」、「情報開示」、「雇用・労使関係」、「環境」、「贈賄防止（2000年新設）」、「消費者利益（2000年新設）」、「科学・技術」、「競争」、「課税」についての10原則で構成されている。本文は詳細なものなので、以下、簡単に骨子をまとめた<sup>15)</sup>。

①行動指針は多国籍企業に対し良き慣行の原則・基準を提供するものであり法的強制ではない。加盟国政府は行動指針の普及のため国内活動拠点「NCP: National Contact Points」を設置。②持続可能な開発の実現、人権の尊重、現地能力の開発、人的資本の形成、コーポレート・ガバナンスの維持のため行動。③活動、組織、財務状況・業績について適時にそして定期的に情報開示。④従業員の権利の尊重、児童労働・強制労働の撤廃、受入国の水準を下回らない雇用・労使関係基準の採用、従業員の健康・安全確保のための適切な措置、集団解雇の合理

的予告などを行う。⑤環境、公衆の健康・安全を保護し持続可能な開発を実現することに十分考慮。⑥賄賂その他の不当な利益の申し出、約束または要求を行うべきでない。⑦消費者との関係において、公正な事業、販売及び宣伝慣行に従って行動し、提供する物・サービスの安全性・品質確保のため合理的な措置を実施。⑧受入国の技術変革能力の発展、受入国への技術・ノウハウ移転に貢献。⑨法律・規則の枠内において競争的な方法で活動。⑩納税義務を履行。

この多国籍企業行動指針は上述した国連GCのような民間の任意加盟のものではなく、OECD加盟の30ヶ国と非加盟の7ヶ国のあわせて37ヶ国の政府がその順守を確約したものであって、多国籍企業に対する唯一の国際的に承認された行動規範である。しかもその行動指針の内容は、多国籍企業に社会的責任と国際的責任を包括的に求めたものであり、完成度の高い国際的基準といえる。

問題はこれがガイドラインであり、企業に対する法的な強制力や拘束力をもっていないことである。この実効性を高めようと実施に責任をもつOECD投資委員会（CI：2004年CIMEとCMITが統合）は、2000年以来毎年6月に各国の国内活動拠点（NCP）の年次総会を開催し、行動指針の実施や普及活動で得た経験・問題点について情報交流をしている。年次報告書やガイドライン違反としてNCPに通報された事例（Specific Instances）も公表されている。OECD労働組合諮問委員会（TUAC）も、2001年から2004年にかけてガイドライン違反としてNCPに通報された多国籍企業の実名を公表した。トヨタやホンダの在外子会社もある<sup>16)</sup>。

#### IV おわりに

国際的責任金融（IRF）とは、国際金融の担い手である貸手、金融仲介者、借手のそれぞれがおたがいに作用をおよぼしあい、国際的な資金の流れに社会的責任基準と国際的責任基準を組み入れていく多様で創造的な活動である、と定義できる。

本稿で紹介した国際的基準は、有志の任意参加であったり、規制や強制をとまわらない自主的原則であったり、参加表明するだけで外部からの達成度評価を必要としないものなどであった。ライブドアの堀江社長も国連GCへの日本で39番目の参加であることを誇示していた。これらの基準が企業の隠れみに使われていたり、仮面CSRを作り出していると警告するNGOもある。

しかし、いずれの国際的基準も内容的には完成度の高いものである。これをどのように活用して具体的にその実効性を高めていけばよいのか、研究者や世界市民に提起された国際的責任金融論のこれからの課題である。

注)

- 1) 社会的責任金融 (SRF) という概念は、拙稿 [2005b] で提唱したものである。社会的責任金融教育の実践成果を紹介したものが、拙稿 [2005a] [2006b] である。
- 2) 本稿は、拙稿 [2006c] の続編にあたる。いくつか共通する叙述もある。本稿で提起した金融の公共性についての理論分析と SRI の歴史およびデータについては前稿で詳しく展開されている。
- 3) 国際公共性諸学説について検討したものが、拙稿 [2002a] [2002b] [2002c] である。
- 4) 関下稔 [1989], [2006] は、この複雑な関係について実証的に解明した労作である。
- 5) USA Social Investment Forum, *2005 Report*。
- 6) European Social Investment Forum, *European SRI Study 2006*。
- 7) この図表は、すでに拙稿 [2006c] で公表したものである。
- 8) 国連：責任投資原則 (UN PRI) (<http://www.unpri.org/>)。
- 9) 日経金融新聞社 [2006] 日経金融新聞記事2006年5月9日付け。
- 10) 国連環境計画：金融イニシアティブ (UNEP FI) (<http://www.unepfi.org/>)。
- 11) 赤道原則：Equator Principles (<http://www.equator-principles.com/>)。藤井良広 [2005] は、環境と金融について総合的に解明した先駆的労作である。貸手責任論については拙稿 [2005b] 参照。
- 12) バーゼル銀行監督委員会 [2004] 「コンプライアンスおよび銀行のコンプライアンス機能」、証券監督者国際機構 (IOSCO) [2006] 「市場仲介業者のコンプライアンス機能」。
- 13) バーゼル銀行監督委員会 [2006] 「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」。
- 14) 国連グローバル・コンパクト (GC) (<http://www.unglobalcompact.org/>)。
- 15) OECD, *The OECD Guidelines for Multinational Enterprises: Revision 2000*. OECD 東京センターと外務省 HP に邦訳がある。なお NCP に「連絡窓口」という訳語を当ててしまうと、活動拠点の意味合いが薄まるので不適切かと思われる。
- 16) OECD: CI, *Specific Instances Considered by National Contact Points*, OECD: TUAC, *TUAC Internal Analysis of Treatment of Cases Raised by Trade Unions with National Contact Points 2001-2004*。

[参考文献]

- Basel Committee on Banking Supervision, *Enhancing Corporate Governance for Banking Organisations*, Feb 2006 (<http://www.bis.org/>).
- Basel Committee on Banking Supervision, *Compliance and the Compliance Function in Banks*, April 2005 (<http://www.bis.org/>).
- CSR Archives (<http://www.csrjapan.jp>).
- European Social Investment Forum (<http://www.eurosif.org/>).
- European Social Investment Forum, *European SRI Study 2006*, 2006.
- 藤井良広 [2005] 『金融で解く地球環境』岩波書店。
- Japan Social Investment Forum (<http://www.sifjapan.org/>).
- Japan Social Investment Forum [2005] 『日本における SRI 調査機関の現状』。
- 環境省 [2003] 『社会的責任投資に関する日米英 3 国比較調査報告書—我が国における社会的責任投資の発展に向けて—』平成 15 年 6 月。

- 経済産業省 [2004]『企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会中間報告書』平成16年9月8日。
- 紀国正典 [1999a]「公共性と公共性諸学説—国際金融システムの規範的方法の検討（1）—」高知大学経済学会『高知論叢』第65・66合併号。
- 紀国正典 [1999b]「国際金融システムと金融制御」池上惇・森岡孝二編『日本の経済システム』青木書店，1999年12月。
- 紀国正典 [2001]「金融コングロマリット—OECDの研究成果の検討—」高知大学経済学会『高知論叢』第70号。
- 紀国正典 [2002a]「国際公共性と国際公共性諸学説（上）—国際金融システムの規範的方法の検討（2）—」高知大学経済学会『高知論叢』第73号。
- 紀国正典 [2002b]「国際公共性と国際公共性諸学説（中）—国際金融システムの規範的方法の検討（2）—」高知大学経済学会『高知論叢』第74号。
- 紀国正典 [2002c]「国際公共性と国際公共性諸学説（下）—国際金融システムの規範的方法の検討（2）—」高知大学経済学会『高知論叢』第75号。
- 紀国正典 [2003]「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討（1）—外部性論からのアプローチ—」高知大学経済学会『高知論叢』第78号。
- 紀国正典 [2004a]「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討（2）—「公共財」論の問題点—」高知大学経済学会『高知論叢』第79号，2004年2月。
- 紀国正典 [2004b]「国際金融システム論（1）—システム・アプローチの意義と課題—」高知大学経済学会『高知論叢』第80号，2004年7月。
- 紀国正典 [2005a]「外貨建金融商品の販売方法についての調査と評価（2004）—高知市所在の金融機関の窓口調査結果の検討—」高知大学経済学会『高知論叢』第82号，2005年3月。
- 紀国正典 [2005b]「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討（3）—貸手責任論と社会的責任金融（SRF）—」高知大学経済学会『高知論叢』第84号，2005年11月。
- 紀国正典 [2006a]「国際金融システム論（2）—金融におけるシステム論的方法の展開—」高知大学経済学会『高知論叢』第85号，2006年3月。
- 紀国正典 [2006b]「金融情報に対する金融機関の社会的責任意識の調査と評価（2005）—高知市所在金融機関のディスクロージャー誌とホームページの比較検討—」高知大学経済学会『高知論叢』第86号，2006年7月。
- 紀国正典 [2006c]「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討（4）—社会的責任投資（SRI）と社会的責任金融（SRF）—」高知大学経済学会『高知論叢』第87号，2006年11月。
- 金融機関の環境戦略研究会 [2005]『金融機関の環境戦略：SRIから排出権取引まで』金融財政事情研究会。
- 金融庁 [2006]「金融機関のCSR実態調査の概要」（<http://www.fsa.go.jp/>）。
- 国連：責任投資原則（UN PRI）（<http://www.unpri.org/>）。
- 国連環境計画：金融イニシアティブ（UNEP FI）（<http://www.unepfi.org/>）。
- 国連グローバル・コンパクト（GC）（<http://www.unglobalcompact.org/>）。
- 松本恒雄監修・田中宏司 [2005]『CSRの基礎知識』CSR入門講座第1巻，日本規格協会。
- 松本恒雄監修・水口剛 [2005]『社会的責任投資（SRI）の基礎知識』CSR入門講座第5巻，日本規格協会。
- 日本経済新聞社 [2003]「社会的責任投資，米で1割に」日本経済新聞記事 2003年11月19日付け。

- 日本経済新聞社（藤井良広）[2005]「大手行，CSRに本腰」日本経済新聞記事2005年6月2日付け。  
日経金融新聞社 [2006]「投資と責任：動き出す国際SRI（上）世界ルール，企業に圧力」日経金融新聞記事2006年5月9日付け，「投資と責任：動き出す国際SRI（中）米国はCSRブーム」5月11日付け，「投資と責任：動き出す国際SRI（下）レビン弁護士に聞く」5月12日付け。  
OECD, *The OECD Guidelines for Multinational Enterprises: Revision 2000* (<http://www.oecd.org/>).  
OECD: CI, *OECD Guidelines for Multinational Enterprises: Specific Instances Considered by National Contact Points*, June 2006 (<http://www.oecd.org/investment>).  
OECD: TUAC, *TUAC Internal Analysis of Treatment of Cases Raised by Trade Unions with National Contact Points 2001-2004*, October 2004 (<http://www.tuac.org/>).  
谷本寛治編著 [2003]『SRI：社会的責任投資入門：市場が企業に迫る新たな規律』日本経済新聞社。  
関下稔 [1989]『現代金融資本の諸理論：多国籍企業と多国籍銀行の多重的ネットワーク』同文館出版。  
関下稔 [2006]『多国籍企業の海外子会社と企業間提携：スーパーキャピタリズムの経済的両輪』文真堂。  
赤道原則 (Equator Principles) (<http://www.equator-principles.com/>).  
IOSC, *Code of Conduct Fundamentals for Credit Rating Agencies, Report of the Technical Committee of IOSCO*, December 2004 (<http://www.iosco.org/>).  
IOSC, *Compliance Function at Market Intermediaries- Final Report, Report of the Technical Committee of IOSCO*, March 2006 (<http://www.iosco.org/>).  
IOSC, *Model Code Of Ethics, Report of the SRO Consultative Committee of IOSCO*, June 2006 (<http://www.iosco.org/>).  
USA Social Investment Forum (<http://www.socialinvest.org/>).  
USA Social Investment Forum, *2005 Report on Socially Responsible Investing Trends in the United States 10-year Review*, 2005.

(紀国正典，高知大学人文学部教授)

## Internationally Responsible Finance (IRF)

This paper discusses the general idea of ‘Internationally Responsible Finance’ from the standpoint of the public in international finance.

We made clear theoretically about the public benefit from international finance in chapter 2. An international financial benefit level advances as the standard of international justice and international usefulness is satisfied. This is the conclusion of this chapter.

In 3 chapter, we showed the actual development and the movement of ‘Internationally Responsible Finance’ in lender’s, financial intermediary’s and borrower’s position. Here we



deal with the various fields which showed it in the following. The international development of SRI, the United Nations 'Principles for Responsible Investment', the United Nations Environment Program Financial Initiative (UNEP FI), the Equator Principle, the recommendation about the compliance by Basel Committee, CSR, the United Nations Global Compact (GC), and the OECD Guidelines for Multinational Enterprises.

(KINOKUNI, Masanori, Professor, Faculty of Humanities and Economics, Kochi University)